



新型コロナウイルス 秋田市の緊急対策

新型コロナウイルス感染症への秋田市の緊急対策をお知らせします。今後の情報は、秋田市ホームページでお知らせするほか、引き続き広報あきたに掲載します。

*掲載事業については、秋田市議会臨時会にて審議が行われます。内容に変更があった際は、改めて広報あきたでお知らせします。

*掲載している電話番号は、いずれも通話料がかかります。

5月18日(月)以降はコールセンターへ

コールセンター☎(803)6861…「給付金」「協力金・支援金」「資金支援(利子補給)」について

特別定額給付金

【問い合わせ】新型コロナウイルス対策室☎(888)5457

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される特別定額給付金事業は、基準日(令和2年4月27日)において秋田市の住民基本台帳に記録されているすべての人に対して、1人につき10万円を給付する事業です。



なお、受給権者は原則、住民基本台帳に記録されているかたの属する世帯の世帯主となります。

給付金の
申請方法
(原則)

市から受給権者(世帯主)あてに郵送される申請書類を返送する**郵送申請方式**、または「マイナポータル」サイトからマイナンバーカードを活用して行う**電子申請によるオンライン申請方式**があります

◆「マイナポータル」サイトは次のホームページアドレスへアクセスを。<https://myrna.go.jp>

給付方法
(原則)

申請者の本人名義の銀行口座への振り込み

受付の時期

オンライン申請▶5月1日~受付中
郵送申請▶5月下旬郵送予定

給付の時期

オンライン申請▶5月第4週(18日~)
郵送申請▶申請受理後7~10日間程度

*申請の受付期限は、市における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内。

申請書
以外に
準備する
書類

郵送申請▶本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証などの写し)、振込先口座確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードなどの写し)
オンライン申請▶振込先口座確認書類

■配偶者からの暴力を理由に避難しているかたへ

配偶者からの暴力を理由に避難しているかたで、事情により令和2年4月27日以前に、いまお住まいの市町村に住民票を移すことができなかったかたは、所定の手続きにより、次の措置を受けることができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。〈広報ID番号 1024989〉

- ①世帯主でなくても、同伴者(子どもなど)の分を含めて申請を行い、給付金を受け取ることができます。いまお住まいの市区町村に申請を行っていただきます。
- ②手続きを行ったかたとその同伴者分の給付金は、世帯主(配偶者など)からの申請があっても支給しません。

特別定額給付金を装った詐欺にご注意を！

特別定額給付金について、電話やメールなどで、マイナンバー(個人番号)、暗証番号、通帳やキャッシュカードの情報を聞き出そうとしたら、詐欺と疑ってください。

市や総務省などが、ATMの操作をお願いすることや、給付のために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。怪しいと思ったら、市民相談センター消費生活担当へお電話ください。☎(888)5648

事業者のみなさまへ【問い合わせ】新型コロナウイルス対策室☎(888)5457

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業などの事業者を対象に、緊急の支援策を次のとおり実施します。申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス対策室へお問い合わせください。〈5月18日(月)以降はコールセンターへ。☎(803)6861〉

1 県の休業要請などに協力した事業者に20万円を交付します

秋田県の休業要請および営業時間の短縮要請に協力した事業者などが対象です。市独自に、下記のとおり「協力金」を交付します。



- 対象**
- 次の両方の要件を満たす中小企業者など
- ①秋田市内に事業所を有していること
 - ②県の休業要請などに協力し、協力金の交付決定を受けていること

補助内容

休業要請などに協力した事業者に20万円を交付。ただし、市内に複数の事業所を持つ場合は40万円を交付

事業者種別	県協力金	市協力金	合計
単一店舗のみ	30万円	20万円	50万円
複数の店舗所有	60万円	40万円	100万円

- ◆市に対する申請は別途必要です。
- ◆申請受付は5月18日(月)から(申請書類については、5月18日以降、市ホームページに掲載します)。
- ◆交付までは、申請受理後7～10日程度かかります。

2 県・市の協力金や国の「持続化給付金」の対象とならない事業者を支援します

県・市の協力金の休業要請の対象とならず、また国の「持続化給付金」の要件を満たさなかった中小企業や小規模事業者などが対象です。市独自に、下記のとおり「支援金」を交付します。

- 対象**
- 次のすべての要件を満たす中小企業者など
- ①秋田市内に本社、本店、おもな事業所を有していること(業種は問いません)
 - ②前年同月と比較して売上げが30%以上50%未満減少していること(1月～12月のうち1か月)
 - ③国の「持続化給付金」の対象となっていないこと
 - ④県・市の協力金の対象となっていないこと(営業時間短縮要請に該当しない飲食店を含む)

補助内容

1事業者あたり20万円を交付。(複数店舗を所有していても同一金額)

- ◆申請受付は6月15日(月)から(申請書類については、6月1日(月)以降、市ホームページに掲載します)。
- ◆交付までは、申請受理後7～10日程度かかります。

さらに 県の融資制度の利子補給を行い全貸付期間を無利子化する資金支援を実施!

秋田県が設けた融資制度である「経営安定資金(危機対策枠および危機対策特別枠)」を利用する事業者が対象です。「新型コロナウイルス感染症特別金融支援事業」として、全貸付期間を通じた無利子化を実施します。

【秋田県融資制度概要】 対象▶セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定者 限度額▶3,000万円 貸付期間▶10年以内(据置5年以内) 金利▶当初3年間は実質無利子。4年目以後は1.15%または1.35% 保証料▶無料(全貸付期間)



【秋田市の支援事業概要】 事業者負担▶元本返済のみ。4年目以後の金利は市が負担 対象▶県の融資制度を利用した市内中小企業者など

飲食店を応援しよう!【問い合わせ】産業企画課☎(888)5724

秋田中央地域地場産品活用促進協議会(「農家のパーティ」ネットワーク)のホームページでは、「飲食店等応援プロジェクト」「おうちで秋田メシ!」として、テイクアウトやタクシーでのデリバリーが可能な店舗を掲載しています。ぜひご利用ください。https://farmers-party-network.jp



タクシーが商品を配達♪「おうちでタクメシ!」

「おうちで秋田メシ!」登録店舗のうち、山王・大町・中通・南通地区の飲食店からおおむね2.2km以内の範囲で、タクシーによる配達をご利用いただけます。申し込みの流れは右記のとおり。税込1,500円以上からのご注文となります。ぜひお試しください。



- ①「農家のパーティ」ネットワークのホームページで参加対象店舗を選び、電話でご注文! 「おうちでタクメシ!」利用の旨を伝え、注文商品、住所、氏名、電話番号、配達希望時間をお伝えください。
- ②ご自宅に商品をタクシーでお届けします 商品代金+配達料金300円を、現金で運転手さんにお支払ください。

*緊急事態宣言期間中の国の特例措置に合わせて実施しているため、内容については変更する場合があります。